四・五　［略］

六　ローン提携販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約（以下「ローン提携販売の契約」という。）について購入者等が問合わせ、相談等を行うことができる機関の名称及び住所又は電話番号

七　法第二十九条の四第二項において準用する法第三十条の四第一項の規定に関する事項

八～十三　［略］

第三十一条　法第二十九条の三第一項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

二　［略］

三　前条第七号に掲げる事項については、その内容に、指定商品若しくは指定権利の販売につきそれを販売したローン提携販売業者又は指定役務の提供につきそれを提供するローン提携販売業者に対して生じている事由をもつて、分割返済金の返済の請求をするローン提供業者に対抗できる旨が定められていること。

四　法第二十九条の三第一項第六号並びに前条第十一号及び第十二号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一・二　［略］	
三　法第二十九条の三第一項第六号及び前条第十一号に掲げるもの以外の特約	法令に違反する特約が定められていないこと。

五　［略］

第三十二条　法第二十九条の三第二項第六号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、ローン提携販売の契約であつて当該契約に係る指定商品の種類が二以上あるものを締結した場合においては、第三号及び第四号に掲げる事項（現金販売価格が三千円に満たない指定商品（当該契約に係る指定商品のうち現金販売価格が最も高額であるものを除く。）に係るものに限る。）を記載しないことができる。

一・二　［略］

三　商品若しくは権利又は役務の種類

［削る］

四・五　［略］

六　法第二十九条の四第三項において準用する法第三十条の五の規定に関する事項

七～十二　［略］

五・六　［略］

七　ローン提携販売の契約について購入者等が問合わせ、相談等を行うことができる機関の名称及び住所又は電話番号

八　ローン提供業者に対する抗弁に関する事項

九～十四　［略］

第三十一条　法第二十九条の三第一項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　第二十七条第一項第一号の表の上欄に掲げる用語をそれぞれ同表の下欄に掲げる定義により用いること。

二　［略］

三　前条第八号に掲げる事項については、その内容に、指定商品若しくは指定権利の販売につきそれを販売したローン提携販売業者又は指定役務の提供につきそれを提供するローン提携販売業者に対して生じている事由をもつて、分割返済金の返済の請求をするローン提供業者に対抗できる旨が定められていること。

四　法第二十九条の三第一項第六号並びに前条第十二号及び第十三号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一・二　［略］	
三　法第二十九条の三第一項第六号及び前条第十二号に掲げるもの以外の特約	法令に違反する特約が定められていないこと。

五　［略］

第三十二条　法第二十九条の三第二項第六号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、ローン提携販売の契約であつて当該契約に係る指定商品の種類が二以上あるものを締結した場合においては、第三号から第五号までに掲げる事項（現金販売価格が三千円に満たない指定商品（当該契約に係る指定商品のうち現金販売価格が最も高額であるものを除く。）に係るものに限る。）を記載しないことができる。

一・二　［略］

三　商品名

四　商品の商標又は製造者及び機種又は型式（権利又は役務の場合にあつては、当該権利又は当該役務の種類）

五・六　［略］

七　ローン提供業者に対する抗弁に関する事項

八～十三　［略］